

焼津市建設工事工期設定要領

(目的)

第1条 この要領は、焼津市が発注する週休2日工事（土木工事等）において工期設定を行うための必要事項を定め、建設工事における週休2日の推進に向けた適正な工期設定を行うことを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要領は、焼津市週休2日工事（土木工事等）実施要領第4条の規定により発注する工事に適用する。ただし、工場製作工事、電気通信設備工事、機械設備工事、通年維持工事、複数年契約工事及び大規模工事などは別途工期算定するものとする。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 工期

工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日及び後片付け期間の合計をいう。

(2) 準備期間

施工に先立って行う、労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所の設置等の期間で、工事の始期から直接工事費に計上されている種別・細別について工事着手するまでの期間をいう。この場合における期間は、次のとおりとする。

ア 直接工事費に計上されている作業からは、照査を行うための作業（足場設置等）は除く。

イ 「土木工事共通仕様書及び農林土木工事共通仕様書」の工事着手は、準備期間内の調査、測量、現場事務所等の設置等の現地での準備作業を含む。

ウ 主たる工種区分ごとに次の表に示す準備期間を最低限必要な日数とし、工事規模や地域の状況に応じて設定するものとする。ただし、次の表に記載がない工種区分については、30日を最低準備期間として工事内容に合わせて設定することを基本とする。

エ 比較的単純な工事や緊急性を有する工事などで準備期間の短縮が十分可能な場合はこの限りでない。

工種	準備期間	工種	準備期間
河川工事	40日	舗装工事（修繕）	60日
河川・道路構造物工事	40日	共同溝等工事	80日
海岸工事	40日	トンネル工事	80日

道路改良工事	40日	砂防・地すべり等工事	30日
鋼橋架設工事	90日	道路維持工事	50日
PC橋工事	70日	河川維持工事	30日
橋梁保全工事	60日	電線共同溝工事	90日
舗装工事（新設）	50日		

(3) 施工に必要な実日数（実働日数）

種別・細別ごとの日当たり施工量、積算数量及びその他の施工の諸条件（施工パーティ数、施工時間等）により算出される実働日数をいう。

施工パーティ数は基本1パーティとするが、工事全体の施工の効率性や完成時期などの外的要因も考慮の上、パーティ数を変更可能とする。

(4) 不稼働日

雨休日（土日、祝日、年末年始、夏季休暇、降雨日並びに降雪日をいう。以下同じ。）及びその他不稼働日をいう。

(5) 後片付け期間

施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の期間をいう。20日を最低限必要な日数とし、工事規模や地域の状況に応じて設定するものとする。ただし、比較的単純な工事などで後片付け期間の短縮が十分可能な場合はこの限りでない。

(6) 作業所要日数

作業別の施工に必要な実日数。

「実働日数+雨休日」で算出する。

(7) 雨休率

休日（土日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇）と降雨降雪日等の年間の発生率をいう。

休日は、土日、祝日、年末年始休暇（6日）、及び夏季休暇（3日）とする。

降雨降雪日は、1日の降雨・降雪量が10mm以上の日とする。

雨休率は、静岡観測所の過去5カ年の気象データから設定する。

(8) その他不稼働日

その他不稼働日は、地形的な特性、地元関係者や関係機関との協議状況、関連工事等の進捗状況等を考慮した作業不能日数のことをいう。

その他不稼働日は、以下のア～ウのことを考慮する。

ア 工事の性格の考慮

工事を行うにあたっては、その工事特有の条件がある。その条件によっては、その条件を考慮した工期設定を行う必要があり、その条件に伴う日数を必要に応じて加算する。

イ 地域の実情の考慮

当該工事を行う地域によっては、何らかの理由（例：地域の祭りなど）により施

工出来ない期間等がある場合は、それに伴う日数を必要に応じて加算する。

ウ その他

上記ア及びイ以外の事情がある場合は、適切に見込むこと。

(実施方法)

第4条 工期の設定等の実施方法は、次のとおりとする。

(1) 工期の設定

工期の設定は、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日及び後片付け期間として設定した日数の合計日数で行う。ただし、大規模工事などで別途工期算定している場合は、その算定結果を利用するものとする。

(2) 工期設定日数の設計書への添付

工期設定日数は、設計書（金入り・金抜き）に添付することにより設計図書の一部とする。

(その他)

第5条 工事途中において、工事工程に関する疑義が生じた場合には、速やかに発注者と請負者とが協議して方針を決定するものとし、必要に応じて工期の変更を行うものとする。

附 則

この要領は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年10月13日から施行し、令和6年4月1日から適用する。ただし、施行の日以後に設計された工事であって、工事期間が令和5年度中に開始し、令和6年度以降に終了するものについては、市長が特に認めるものを除き、令和6年4月1日以前であっても適用の対象とする。